

北相木村単独補助金関係等一覧表 「令和6年4月1日現在」

(総務企画課分)

補 助 金 名	内 容
1. 勤労者通勤費補助	村外への職場への通勤費補助 ① ②・③に揚げる以外の市町村へ1年間を通じて自家用車・バスで220日以上通勤 …… 50,000円 ② 佐久穂町・川上村・南牧村へ1年間を通じて自家用車・バスで220日以上通勤 …… 45,000円 ③ 南相木村・小海町へ1年間を通じて自家用車・バスで220日以上通勤 …… 40,000円 ④ 一年間を通じて120日以上219日通勤している者 …… 30,000円 ⑤ 会社若しくは事業主の送迎バス又は車両等を利用して一年間を通じて120日以上の通勤している者 …… 15,000円 新幹線通勤 …… 360,000円(限度額)
2. 村営バス運賃助成	70歳以上・高校生以下・心身障害者3級以上・療育手帳所持での通勤者 …… 利用運賃全額(要申請) にしまる荘・診療所・ゲートボール場利用者 …… 施設までの往復利用運賃全額 その他の村民 …… 一律100円負担
3. 体験学習補助金	小学6年生が長崎県五島列島への体験学習に係る費用、負担金 10,000円以外の全額
4. 定住対策推進事業補助金	満60歳以下で永住目的で北相木村に住所をおき、生活する意思のある者、及び北相木村に住所を有する者 ① 居住の用に供する土地、家屋の取得費、解体撤去、造成費 ② 住宅の新築・増築・改築をするときに要する経費 事業費 3,000,000円以上で 1,500,000円を限度に10%以内補助 (※1世帯1回のみとする)
5. 新エネルギー設備設置費補助金	① 住宅太陽光発電設備設置 1キロワット当たり 250,000円 限度額 1,000,000円 (住宅の内部で用いる電気を太陽光エネルギーから直接変換する機器、及び電気を供給するために必要な機器により構成された装置で、設置に要する費用) ■10KW以上の事業用発電については「設備設置ガイドライン」による届出が必要(補助金はありません) ② 太陽熱等高効率利用設備設置費 1/3以内 限度額 1,000,000円 (太陽熱・地熱等の自然エネルギー利用し、住宅の空調、給湯を行うため設置する機器で、設置に要する費用) 但し、①か②についてはいずれかの補助に限る。 ③ ペレット・薪・カラマツストーブ設置費 1/3以内 限度額 200,000円 (農林業の生産の過程で産出された端材等を燃料として使用するストーブで、設置に要する費用) ④ 蓄電システム設置費 1/3以内 限度額 150,000円 (太陽光発電により充電し繰り返し使用することができる電池及びこれに付属する装置で、設置に要する費用)

6. 地区行政協力費補助金	各地区に行政協力費として 1地区 100,000円
7. 佐久平駐車場無料券交付	村内に居住している住民・法人及び村内事業所に勤務している個人
8. 集落活性化交付金	<p>集落の活性化を推進するため、集落が行う自主的な集落作り事業に対し、予算の範囲内で交付金を交付 (対象事業に対して 1集落 500,000円以内)</p> <p>対象経費 イベント等で新たに行う事業・集落内の環境整備、環境美化・交流会事業・伝統芸能等継承に関する事業・講演会、研修会・その他村長が認めるもの</p> <p>対象外経費 食料費(地域食材を活用するための経費は認める。)・集落等の運営費・人件費のうち集落内の者に支払うもの・信仰宗教等に関わる施設物品の補修等</p>
9. 自治会活動保険全戸加入	各区の主催する行事・活動に対する保険
10. 空家有効活用家賃補助金	空き家入居時に60歳以下の者に 月額 10,000円を補助 (4月、10月に支給、入居後10年間を限度)
11. 育英資金貸付.	<p>保護者が3年前から北相木村に住所がある者</p> <p>高校生 月額 15,000円 専門学校・大学生 月額 50,000円 卒業から約7年の月賦償還</p>
12. 若者未来創造応援助成金	卒業後7年以内に継続して村内に住所をおき現に居住する育英基金借入完済者、在村期間に応じて貸付金に2/3を乗じて得た額に相当する額
13. 消費者被害防止対策機器購入補助金	<p>特殊詐欺等への対策機能の付いた電話機等の購入に係る経費、購入費等の1/2以内 限度額 10,000円</p> <p>1世帯につき1回限りとする</p>
14. 急発進防止装置整備費補助金	<p>停車時及び徐行時に誤ってアクセルを強く踏込んでしまった場合の、急加速を抑制する装置を後付けで整備するもの</p> <p>購入費及び取付費 2/3以内 限度額 60,000円 対象車両1台1回限り</p>
15. 空家等適正管理事業補助金.	<p>空き家所有者等による適正な管理に必要な経費の一部を補助するもの 同一住宅に対し1回限り、事業の併用不可</p> <p>対象経費の1/2以内 限度額(片付け事業 250,000円 改修事業及び解体撤去事業 500,000円)</p>
16. 東北信市町村交通災害共済掛金補助金	<p>共済に加入する年の4月1日現在において、村の住民基本台帳に記録されている者</p> <p>年額掛金 400円 (中学生以下 200円) 共済の掛金の額を補助</p>
17. 自転車用ヘルメット購入	<p>自転車用ヘルメットの購入に係る経費の一部を補助する。村内に住所を有しかつ現に居住している者に対して、補助金対象経費の1/2を乗じて得た額とし、4,000円を限度とする。</p>

(住民福祉課分)

補助金名	内 容
1. 村単児童手当支給	北相木保育園に通園、保育料を完納した扶養義務者に保育料の全額を支給（広域保育等においては対象外）
2. 福祉医療費の支給	乳幼児(高校卒業まで)・3級以上の障害者等・母子家庭 父子家庭・世帯主の入院等医療費に対して補助制度によって支給要件が違うので担当者に確認必要 起算して1年間はさかのぼって申請有効
3. 家庭長期療養者介護人報償金	3ヶ月以上住民登録された療養者(要介護3以上)を1ヶ月の半分以上を自宅で介護している者 月額20,000円
4. 鍼灸施術所 施術料補助	村鍼灸施術所出施術の場合、佐久東洋医学研究所基本金額の1/2(100円未満切捨て)補助
5. 合併浄化槽設置補助金	(村内専用住宅) 5人槽 669,000円 6・7人槽 830,000円 8・10人槽 940,000円 11人槽以上 1,226,000円 (住所を有しない者、別荘等) 5人槽 332,000円 6・7人槽 414,000円 8・10人槽 548,000円 * 再設置においても上記と同等の補助あり(一定の条件を満たす場合) 増改築において支障のある場合・検査等において再設置の必要性が示された場合等
6. 合併浄化槽管理補助金	○維持管理委託料補助金として一律 年 10,000円 但し年間4回以上の点検が完了している者 ○年4回の定期点検が行われ、その点検により浄化槽清掃(汚泥引抜)を行い、それに要した費用の1/2 補助。 補助金額の上限額は 25,000円とし、千円未満の端数は切捨て(年1回分のみ補助)
7. 高齢者住宅改良事業	65歳以上の高齢者(支給要件有) 補助限度額 900,000円 (補助額の算定は、介護保険法、身体障害者福祉法該当分対象経費を確認して決定)
8. 高齢者緊急通報装置設置事業	65歳以上の単身・高齢者世帯 利用料・設置、撤去費用の1/2補助
9. 不妊治療助成事業	1年以上村内に居住している夫婦に、総額 1,500,000円を限度に助成 (長野県不妊治療助成事業実施要綱による助成がある場合はその額を控除した額) 2022年4月から不妊治療の一部が保険適用開始
10. 人間ドック補助金	現に居住する40歳以上の者一律 25,000円(国保・後期高齢加入者、1年度1回) 要領収書添付
11. 脳ドック補助金	現に居住する40歳以上の者一律 2,5000円 要領収書添付 同一人において5年に1回が限度
12. 带状疱疹予防接種費用補助金	現に居住する 50 歳以上の者 不活化ワクチン 1人につき2回を限度とし 1回あたり 10,000円 生ワクチン 1人につき1回を限度とし 4,000円

13. インフルエンザ補助金	13歳未満 13歳から65才未満 65才以上	2回の接種につき自己負担1,000円を控除した額 一律自己負担1,000円を控除した額 村内実施機関で接種の場合全額補助
14. 新型コロナウイルス補助金	生後6ヶ月以上の住民	65歳未満 一律自己負担金1,000円を控除した額 65歳以上 村内実施機関で接種の場合全額補助
15. 生ゴミ処理機補助金		購入金額の1/2か 50,000円の低いほうの額 要領収書添付
16. 生活支援ハウス	おおむね60歳以上の一人・夫婦世帯	要介護1.2以下の者 月 3,000円～ 25,000円まで所得に応じて6段階の費用負担 別途 光熱水費月 5,000円 暖房費(10月16日～4月15日)月 5,000円
17. 各種検診		
① 大腸がん検診	40歳以上	約2,000円弱かかるうちの500円の自己負担を除いた全額
② 子宮がん検診	20歳以上	約5,000円かかるうち500円の自己負担を除いた全額
③ 胃バリウム検診	50歳以上	約4,000円強かかるうち500円の自己負担を除いた全額
④ 乳がん検診	20歳以上(超音波) 40歳以上(マンモグラフィ)	約4,000円～8,000円かかるうち500円～1,000円の自己負担を除いた全額
⑤ 胸部レントゲン検診	40歳以上	約1,500円弱かかるうちの全額
⑥ 集団ヘルスクリーニング	(健診項目により差があり)	約3,000円強～11,000円強かかるうちの全額
⑦ 胸部CT検診	40歳以上	約8,000円弱かかるうちの1,000円の自己負担を除いた全額
⑧ 胃内視鏡検診	50歳以上	約12,600円弱かかるうちの2,000円の自己負担を除いた全額
⑨ 前立腺がん	50歳以上	約1,700円強かかるうちの500円の自己負担を除いた全額
18. 各種料理教室		料理教室&運動・脳トレ教室 月1回開催 レシピは希望者に無料配布 料理教室(男性対象) 2ヶ月1回開催 レシピは希望者に無料配布
19. 福祉用具貸与		車イス、起き上がりリベット、リフトアップシート付福祉車両等の一時貸与
20. 配食サービス	(65歳以上老人、障害者、村長認可者等)	
① 配食サービス事業		火・金の週2回 夕食 450円のうち 200円を補助 申請に当たっては民生委員の意見必要
② 食生活支援事業		昼食 配食回数のうち週2回までが補助対象 1食 200円 補助
21. 支援ハウス短期受け入れ事業		概ね60歳以上の村民で食事以外は自分でできる方。1週間以内
22. 成年後見制度利用支援事業		判断能力が充分でない高齢者・知的及び精神障害者が自立した生活を営むことを支援する
23. にしまる荘トゴール湯利用		誰でも可(但し幼児のみ、泥酔者等の利用不可) 無料 金曜日休館

24. 後継者に配偶者を紹介褒賞金	結婚1組につき 200,000円 住民基本台帳等で婚姻関係を確認後支給 (結婚後現に北相木村に居住する夫婦の紹介)
25. 結婚新生活支援事業補助金	夫婦が村内に居住し、住民登録されていて、新規婚姻世帯が、住居費、引越費用、リフォーム費用等を合算した額を対象とし、1世帯当たり29歳以下世帯が600,000円、39歳以下世帯が 300,000円を限度とし支給
26. 家庭介護用品購入費助成事業	年支給額…要介護 1・2 26,000円、要介護 3～5 40,000円 紙オムツ・尿とり・手袋・おしりふき
27. 福祉タクシー助成事業	要介護認定を受けていて常時車イス使用、家族送迎困難者 年額 50,000円
28. 障害者移動支援事業	年間240時間以内 1時間当たり 500～3,000円の基準額から1割等自己負担額を差し引いた額
29. 高齢者等肺炎球菌予防接種費補助金	現に居住する65歳以上の高齢者 限度額一人 3,000円 同一人に対して5年に1回が限度
30. 風疹ワクチン検査・接種費用補助金	現に居住する20歳から50歳までの者 限度額一人 3,000円
31. 介護職員等養成研修補助金	研修を受講し資格を取得した現に居住する者 受講料の1/2以内 限度額 50,000円
32. 助産師相談外来費用補助金	現に居住する者もしくは母子手帳交付後から産後1年までの妊産婦 1回 2,000円を上限とする(但し乳房マッサージを伴う相談は 4,500円が上限)
33. 産後ショートステイ費用補助金	利用額の9割補助(7泊まで)
34. 子育て世帯訪問支援事業	産後、育児世帯ホームヘルプサービス 1時間当たり 1,500円
35. 子育て支援短期入所事業	保護者の病気等で子供を保護できない場合に最長1週間 1日 9,600円補助
36. 出産祝い金	第1子又は第2子を出産したとき 出生児1人に対し 200,000円 第3子以上を出産したとき 出生児1人に対し 300,000円 住民基本台帳で確認 但し祝金を受けた日から3ヶ月に満たないうちに本村に居住しなくなったときは返金とする。
37. 子育て応援入学・卒業祝い金	小学校入学時 50,000円 小学校卒業時 100,000円 中学校卒業時 100,000円 高校等卒業時 300,000円 住民基本台帳で確認

(社会福祉協議会分)

1. 各種福祉団体等補助金交付	遺族会等 各団体活動補助
2. 結婚祝い金	結婚した者に 100,000円 住民基本台帳で確認 但し3年以内に転出は全額返金とする
3. 敬老祝金・特別敬老祝金	77・88・99歳に到達する者 各 10,000円 100歳に到達した者 100,000円
4. 歳末慰問金	母子・父子(児童扶養手当受給者) 10,000円以内 介護保険(介護度 3以上) 3,000円以内 会長が認めた者 10,000円以内
5. 災害見舞金	居宅の全壊・全焼・流失 100,000円 半壊・半焼・床上浸水 50,000円 死亡1人につき 100,000円

(経済建設課分)

補助金名	内 容
1. 農林業振興対策事業	(農林業振興対策事業補助金交付要綱)
①圃場整備事業(客土等)	小規模基盤整備事業費 1,000,000円以内で1/3補助 小規模な水路の新設、改良1/3以内補助
②農業近代化資金利子補給事業	農業近代化資金を借りた場合の利子 年2%以内
③農業経営基盤強化資金利子補給	認定農業者への利子補給 村長が認める補給額以内
④ソ菜・花卉安定基金造成補助金	基金造成のための経費
⑤新品目等開発事業補助金	野菜・花卉の新品目導入に対して補助
⑥パイプハウス設置事業	事業費 1,000,000円以内(材料費のみ)で1/3補助
⑦農機具倉庫設置事業補助金	事業費 1,000,000円以内(材料費のみ)1/3補助
⑧堆肥利用促進事業	地力の増進を図るため畜産農家の堆肥及び小海コンポスの堆肥を利用の場合 t当たり 500円の補助
⑨廃プラスチック適性処理事業	農協で回収しているものについて運搬費に補助
⑩防護柵設置事業	事業費 1,000,000円以内で材料費のみ補助 1/3補助
⑪家畜排泄物処理対策事業補助金	事業費 1,000,000円以内で1/3補助
⑫有害鳥獣対策協議会補助	受益農家 3戸以上、材料代 1/4以内
⑬新規就農支援事業	長野県里親農業者に登録された農業者が行う新規就農希望者の就農支援活動に対して 30,000円/月を補助
⑭肥料価格高騰対策事業	国及び県の肥料価格高騰対策事業の承認・支援を受ける農業者グループが支出する肥料購入に係る経費
⑮流域公益保全林整備事業	11～60年生の間伐に対する1/10補助(ただし国県補助事業の対象に限る)
⑯森林造成事業補助金	植栽・地拵え等森林づくり事業補助金、基本額(県標準経費)の 10%以内～ 25%以内を補助
⑰個体数調整事業補助金	有害獣駆除ニホンジカ・イノシシ1頭につき 10,000円補助
2. 入居者地域定着補助金	住民登録3年以上(毎年4月1日基準日)村営住宅に入居した者の内、「その他住宅」入居者は住宅建築経過年数により 5,000円～16,000円を補助。「第1種住宅」入居者は 22,000円を超えた家賃分を、「第2種住宅」入居者は 14,000円を超えた家賃分をそれぞれ補助
3. 住宅リフォーム助成金	個人住宅のリフォームに関し 100,000円以上の工事に対して25%助成 250,000円限度
4. 木造住宅耐震事業	既存木造住宅の耐震診断(精密診断)を全額補助(昭和56年5月31日以前に着工したもの)
5. 木造住宅耐震補強事業補助金	既存の木造住宅の耐震補強工事に要する補助対象経費の1/2補助 (ただし上記「4.木造住宅耐震事業」を行った住宅)1,000,000円限度
6. 北相木村の木のお家補助金	県内の住宅等に北相木村カラマツを使用した羽目板を使用 1,000円/坪を補助

7. 中小企業振興資金利子補給 (商工業振興事業補助金交付要綱)	借入残高 300,000円以下……補助金なし 5,000,000円まで……年2%補助 5,000,000円以上～10,000,000円まで…年1.5%補助 175,000円上限
8. 商工業地域活性化支援事業補助金	(北相木村商工業地域活性化支援事業補助金交付要綱)
地域活性化関連事業 ① 起業事業	村内に事業所等新設し起業…用地等取得や備品購入等起業に必要経費の1/2以内、限度額3,000,000円
② 雇用促進事業	地域の雇用促進に資する新規事業…施設整備、改良又は修繕費等認定事業費の1/2以内、限度額1,000,000円
③ 商工業育成事業	商工業に必要な施設の整備等…施設整備及び備品購入(車両類除く)等認定事業費の1/3以内、限度額500,000円
特産品開発研究関連事業 ① 新商品等開発支援事業	商品又は製品の開発や試作品の製作等…経費の1/3以内、限度額300,000円
② 販路拡大支援事業	県外又はウェブサイト等で開催の見本市等(小売りが主たる目的の場合は除く)への参加。 デザイン、ネーミング等にかかる経費、ラベル作成経費やホームページ作成経費 …経費の1/3以内、限度額100,000円

(教育委員会分)

1. 北相木村学校給食補助金	北相木小学校の児童の保護者に給食費の支払額の全額を免除する。
2. 分館活動補助	各分館に活動補助金を支給 総額 990,000円
3. 地区公民館維持費補助	浄化槽等維持管理費の補助 総額 830,000円
4. 各種団体育成補助	認定を受けた社会体育・教育団体に活動補助金支給 クラブ員数(概ね体育関係は10人以上、文化関係は5人以上の団体とする) ~9人 25,000円 10人~29人 40,000円 30人以上 50,000円
5. 青少年団体育成補助	認定を受けた青少年団体に活動費補助金支給 クラブ員数(概ね体育関係は10人以上、文化関係は5人以上の団体とする) ~9人 25,000円 10人~29人 40,000円 30人以上 50,000円
6. 小学生修学旅行補助	1人 20,000円
7. 山村留学生受入農家補助金	1日 4,000円
8. 山村留学受入農家住宅改造補助金	改造工事に要する費用の1/2 補助限度額 500,000円
9. 村文化財補助金	村指定文化財の管理・修理に対する補助
10. 親子山村留学父兄交通費補助金	親子山村留学で村に住所を有する者の父兄 月額 15,000円 (年額 180,000円が限度) ※来村なき月は補助対象外とする。また同一月で2回以上来村の場合も補助金額は変わらない。
11. 放課後児童預かり事業	家庭の事情により児童が帰宅しても家族が留守の場合及び学校の長期休暇の時、村公民館や村民交流スポーツセンターグリーンドーム等を学習等に利用できる(登録制、無料)
12. 高校生等通学費補助	高校生等 小海駅から高等学校等の最寄りの駅までの通学定期券購入費用の 1/2 補助

* 詳細については役場・担当課までお問い合わせください。尚補助金を受けようとする際には、事前に役場へお問い合わせ下さい。事後の承諾ができない場合もありますのでご注意願います。